# 山口市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

目次

第１章　総則（第１条－第５条）
第２章　通所介護相当サービス
　第１節　基本方針（第６条）
　第２節　人員に関する基準（第７条・第８条）
　第３節　設備に関する基準（第９条）
　第４節　運営に関する基準（第１０条－第４０条）
　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第４１条－第４４条）
第３章　体と脳の機能アップ教室（通所型サービスＡ－①）
　第１節　基本方針（第４５条）
　第２節　人員に関する基準（第４６条・第４７条）
　第３節　設備に関する基準（第４８条）
　第４節　運営に関する基準（第４９条－第５１条）
　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第５２条－第５４条）
第４章　足腰機能アップ教室（通所型サービスＡ－②）
　第１節　基本方針（第５５条）
　第２節　人員に関する基準（第５６条－５７条）
　第３節　設備に関する基準（第５８条）
　第４節　運営に関する基準（第５９条－第６１条）
　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第６２条－第６４条）
第５章　運動機能アップ教室（通所型サービスＡ－③）
　第１節　基本方針（第６５条）
　第２節　人員、設備に関する基準（第６６条－６７条）
　第３節　設備に関する基準（第６８条）
　第４節　運営に関する基準（第６９条－第７２条）
　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第７３条－第７５条）
第６章　短期集中通所型サービス（通所型サービスＣ）
　第１節　基本方針（第７６条）
　第２節　人員、設備に関する基準（第７７条－７８条）
　第３節　運営に関する基準（第７９条）
　第４節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第８０条－第８４条）
附則

## 第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」と

いう。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）第一号事業者　法第１１５条の４５第１項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。

（２）指定事業者　法第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者をいう。

（３）指定第一号事業　指定事業者の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる第一号事業をいう。

（４）通所介護相当サービス　第一号通所事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第５条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に係る基準により実施されるものをいう。

（５）体と脳の機能アップ教室（通所型サービスＡ－①）　第一号通所事業のうち、第３章に定める緩和した基準により実施されるものをいう。

（６）足腰機能アップ教室（通所型サービスＡ－②）　第一号通所事業のうち、第４章に定める緩和した基準により実施されるものをいう。

（７）運動機能アップ教室（通所型サービスＡ－③）　第一号通所事業のうち、第５章に定める緩和した基準により実施されるものをいう。

（８）短期集中通所型サービス（通所型サービスＣ）　第一号通所事業のうち、第６章に定める基準によって実施される短期集中予防サービスをいう。

（９）利用料　法第１１５条の４５の３第１項に規定する第一号事業支給費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。

（10）第一号事業支給費基準額　山口市区介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準により算出した額をいう。

（11）法定代理受領サービス　法第１１５条の４５の３第３項の規定により第一号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者に支払われる場合における当該第一号事業支給費費に係る指定第一号事業をいう。

２　前項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（事業の一般原則）

第３条　第一号事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って第一号事業の提供に努めなければならない。

２　第一号事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、市、他の第一号事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

３　指定事業者は、総合事業に該当するサービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（市外の事業所に係る指定の基準）
第４条　法第１１５条の４５の５第１項の申請に係る事業所が山口市の区域の外にある場合において、当該事業所が所在する市町村の通所介護相当サービスに相当するサービスを実施する事業者として指定を受けているときは、この要綱に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（元気いきいきひろば設置運営事業の人員、設備及び運営の基準）
第５条　山口市介護予防・生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第４条第２項第１号イ（オ）元気いきいきひろば設置運営事業（通所型サービスＢ）の人員、設備及び運営の基準については、別に定める。

第２章　通所介護相当サービス
第１節　基本方針
（基本方針）
第６条　指定第一号事業に該当する通所介護相当サービス（以下「指定通所介護相当サービス」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態又は法施行規則第１４０条の６２の４第２項に規定する基準に該当する心身の状態（以下「基準該当状態」という。）の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
第２節　人員に関する基準
（従業者の配置の基準）
第７条　指定通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定通所介護相当サービス事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
（１）生活相談員　指定通所介護相当サービスの提供日ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上となるために必要な数
（２）看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定通所介護相当サービスの単位（指定通所介護相当サービスであってその提供が同時に１又は複数の利用者(当該指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は地域密着型通所介護事業者（法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所介護事業者(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。)第97条第1項に

規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業又は指定通所介護相当サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業又は通所介護相当サービスの事業と指定介護予防通所介護(旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護相当サービス事業及び指定通所介護の利用者又は指定通所介護相当サービス事業及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が１以上となるために必要な数

（３）介護職員　指定通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者の数が15までの場合にあっては１以上、15を超える場合にあっては１に15を超える部分の数を５で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数

（４）機能訓練指導員　１以上

2　前項の規定にかかわらず、指定通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該指定通所介護相当サービス事業所において、同時に指定通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の上限をいう。以下同じ。）が１０人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が１以上となるために必要な数とすることができる。

3　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの単位ごとに、第１項第３号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員をいう。次項及び第７項において同じ。）を、常時１人以上当該指定通所介護相当サービスに従事させなければならない。

4　第１項及び第２項の規定にかかわらず、指定通所介護相当サービスの単位の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができる。

5　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。

6　第１項第４号の機能訓練指導員は、当該指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができる。

7　第１項の生活相談員又は介護職員のうち、１人以上は、常勤の者でなければならない。

8　指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者に係る指定事業者の指定又は地域密着型通所介護事業者に係る指定事業者の指定又は指定介護予防通所介護事業者に係る指定事業者の指定とを併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定通所介護相当サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業

又は指定通所介護相当サービスの事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第９３条第１項から第７項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各号に規定する基準を満たすものとみなす。

（管理者）

第８条　指定通所介護相当サービス事業者は、各指定通所介護相当サービス事業所において指定通所介護相当サービス事業所を管理する者を置かなければならない。

２　管理者は、専ら当該指定通所介護相当サービス事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第９条　指定通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に規定する設備の基準は、以下のとおりとする。

（１）食堂及び機能訓練室　それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

（２）相談室　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業、又は指定通所介護相当サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業、又は指定通所介護相当サービスの事業と指定介護予防通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第９５条第１項から第３項まで、又は旧指定介護予防サービス等基準第９７条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準をもって、前３項に規定する基準を満たしているものとする。

### 第４節　運営に関する基準

（管理者の責務）

第１０条　管理者は、当該指定通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び指定通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

２　管理者は、当該指定通所介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

（運営規程）
第１１条　指定通所介護相当サービス事業者は、各指定通所介護相当サービス事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
（１）事業の目的及び運営の方針
（２）従業者の職種、員数及び職務の内容
（３）営業日及び営業時間
（４）指定通所介護相当サービスの利用定員
（５）指定通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
（６）通常の事業の実施地域（当該指定通所介護相当サービス事業所が通常時に指定通所介護相当サービスを提供する地域をいう。）
（７）指定通所介護相当サービスの利用に当たっての留意事項
（８）緊急時等における対応方法
（９）非常災害対策
（10）虐待の防止のための措置に関する事項
（11）その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）
第１２条　指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し、適切な指定通所介護相当サービスを提供できるよう、各指定通所介護相当サービス事業所において、従業者の勤務体制を定めなければならない。
２　指定通所介護相当サービス事業者は、各指定通所介護相当サービス事業所において、当該指定通所介護相当サービス事業所の従業者によって指定通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定通所介護相当サービスについては、この限りでない。
３　指定通所介護相当サービス事業者は、従業者等の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。
４　指定通所介護相当サービス事業者は、適切な指定通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
５　指定通所介護相当サービス事業者は、全ての指定通所介護相当サービス事業所の従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
（業務継続計画の策定等）
第１２条の２　指定通所介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
２　指定通所介護相当サービス事業者は、従業者等に対し、業務継続計画について周知す

るとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3　指定通所介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第１３条　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第１１条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定通所介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（１）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5　指定通所介護相当サービス事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１）第２項各号に規定する方法のうち指定通所介護相当サービス事業者が使用するもの

（２）ファイルへの記録の方式

6　前項の規定による承諾を得た指定通所介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又

はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第１４条　指定通所介護相当サービス事業者は、正当な理由なく、指定通所介護相当サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第１５条　指定通所介護相当サービス事業者は、当該指定通所介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定通所介護相当サービスを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、他の指定通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第１６条　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無又は基準該当状態の有無及び要支援認定の有効期間を確認しなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に法第１１５条の３第２項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護相当サービスを提供するよう努めなければならない。

（要支援認定又は事業基準該当状態の申請に係る援助）

第１７条　指定通所介護相当サービス事業者は、要支援認定又は基準該当状態の申請をしていないことにより要支援認定又は基準該当状態を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、速やかに要支援認定の更新がなされるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第１８条　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第１９条　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供にあたっては、介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービ

ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第一号事業支給費の受給の援助）

第２０条　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供の開始に際しては、利用申込者が介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第１４０条の６２の４のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画（法第１１５条の４５第１項ニの規定による第一号介護予防支援事業を行う者が作成するケアプランをいう。以下、「介護予防ケアマネジメント計画」という。）の作成を介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に依頼する旨の市への届出等により、第一号事業支給費の受給が可能となる旨の説明、介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の第一号事業支給費の受給のための必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画に沿ったサービスの提供）

第２１条　指定通所介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第８３条の９第１号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第２２条　指定通所介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第２３条　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスを提供した際には、当該指定通所介護相当サービスの提供日及び内容、当該指定通所介護相当サービスについて法第１１５条の４５の３第３項の規定により利用者に代わって支払を受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスを提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。

（利用料の受領）

第２４条　指定通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護相当サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護相当サービスに係る第一号事業支給費基準額から当該指定通所介護相当サービス事業者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護相当サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護相

当サービスに係る第一号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定通所介護相当サービス事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号で掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（１）第１１条第６号に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用者に対して行う送迎に要する費用

（２）食事の提供に要する費用

（３）おむつ代

（４）前３号に掲げるもののほか、指定通所介護相当サービスとして提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　指定通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（第一号支給事業費の請求のための証明書の交付）

第２５条　指定通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第２６条　指定通所介護相当サービス事業者は、利用者が正当な理由なく、指定通所介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態又は基準該当状態の程度を増進させ、若しくは要介護になったと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって第一号事業支給費の支給を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（緊急時等の対応）

第２７条　指定予防通所介護相当サービス従業者は、現に指定通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第２８条　指定通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて指定通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第２９条　指定通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、当該指定通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）当該指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のた

めの対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）当該指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）当該指定通所介護相当サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第３０条　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

第３１条　指定通所介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定通所介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

（広告）

第３２条　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにしなければならない。

（介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）

第３３条　指定通所介護相当サービス事業者は、介護支援事業者又は第一号介護予防支援事業者若しくはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第３４条　指定通所介護相当サービス事業者は、提供した指定通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定通所介護相当サービス事業者は、提供した指定通所介護相当サービスについて、法第２３条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改

善を行わなければならない。この場合において、市が求めたときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

４　指定通所介護相当サービス事業者は、提供した指定通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第３号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第３５条　指定通所介護相当サービス事業者は、当該指定通所介護相当サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、次に掲げる事項を市長へ届けなければならない。

（１）廃止し、又は休止しようとする年月日

（２）廃止し、又は休止しようとする理由

（３）現に指定通所介護相当サービスを受けている者に対する措置

（４）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

２　指定通所介護相当サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前１月以内に当該指定通所介護相当サービスを受けていた者であって、当該指定通所介護相当サービス事業の廃止又は休止の日の以後においても、引き続き当該指定通所介護相当サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な指定通所介護相当サービス等が継続的に提供されるよう、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者、他の指定通所介護相当サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（地域との連携等）

第３６条　指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

３　指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（非常災害対策）

第３７条　指定通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制並びに地域との連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住

民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（虐待の防止）

第３７条の２　指定通所介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）当該指定通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）当該指定通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）当該指定通所介護相当サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（事故発生時の対応）

第３８条　指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

３　指定通所介護相当サービス事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（会計の区分）

第３９条　指定通所介護相当サービス事業者は、各指定通所介護相当サービス事業所において経理を区分するとともに、指定通所介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第４０条　指定通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から５年間保存しなければならない。

（１）通所介護相当サービス計画

（２）第２２条第２項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

（３）第２５条に規定する市への通知に係る記録

（４）第３３条第２項に規定する苦情の内容等の記録

（５）第３７条第１項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定予防通所介護相当サービスの基本取扱方針）

第４１条　指定通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、提供する指定通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図り、常に改善を図らなければならない。

３　指定通所介護相当サービス事業者は、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔（くう）機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行わなければならない。

４　指定通所介護相当サービス事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防通所介護相当サービスの提供に努めなければならない。

５　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業へ参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定通所介護相当サービスの具体的取扱方針）

第４２条　指定通所介護相当サービスの具体的な取扱いは、第６条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

（１）主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。

（２）管理者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための指定通所介護相当サービスの具体的な内容、提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス計画（以下この条において「通所介護相当サービス計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成すること。

（３）管理者は、通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、当該通所介護相当サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。

（４）管理者は、通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該通所介護相当サービス計画を利用者に交付すること。

（５）通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定通所介護相当サービスの提供方法等について説明を行うこと。

（６）介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所介護相当サービスの提供を行うこと。

（７）管理者は、通所介護相当サービス計画に基づく指定通所介護相当サービスの提供を開始した時から、少なくとも１月に１回、当該通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、指定通所介護相当サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画

を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該通所介護相当サービス計画に記載した指定通所介護相当サービスの提供を行う期間が終了する時までに、少なくとも１回、当該予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（次号及び第９号において「モニタリング」という。）を行うこと。

（８）管理者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定通所介護相当サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告すること。

（９）管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所介護相当サービス計画の変更を行うこと。

２　前項第１号から第８号までの規定は、同項第９号に規定する通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

（指定予防通所介護相当サービスの提供に当たって留意すべき事項）

第４３条　指定通所介護相当サービス事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるとともに、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔（くう）機能向上サービスの提供に当たっては、介護予防の観点から有効性が確認されていること等の適切なものを提供しなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険を生じさせるような強い負荷を伴う指定通所介護相当サービスの提供は行わないようにするとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等により、利用者の安全面に最大限配慮しなければならない。

（安全管理体制等の確保）

第４４条　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、緊急時における手引等を作成し、その事業所における従業者に周知徹底を図るとともに、速やかな主治の医師への連絡が可能となるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、転倒等を防止するための環境整備に努めるとともに、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認し、当該利用者に過度な負担とならないよう努めなければならない。

３　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## 第３章　体と脳の機能アップ教室（通所型サービスＡ－①）

### 第１節　基本方針

（基本方針）
第４５条　指定第一号事業に該当する体と脳の機能アップ教室（通所型サービスＡ－①）（以下「指定通所型サービスＡ－①」という。）の事業は、認知機能の低下、うつ、閉じこもり、運動機能の低下等により専門的な見守りや声かけ等の必要な利用者が、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動機能向上及び認知症予防、口腔ケア等のプログラムを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の配置の基準）
第４６条　指定通所型サービスＡ－①の事業を行う者（以下「指定通所型サービスＡ－①事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所型サービスＡ－①事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
（１）介護職員　指定通所型サービスＡ－①の単位ごとに、当該指定通所型サービスＡ－①を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所型サービスＡ－①の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所型サービスＡ－①を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該指定通所型サービスＡ－①事業者が、指定第一号事業に該当する足腰機能アップ教室（通所型サービスＡ－②）（以下「指定通所型サービスＡ－②」という。）に係る指定事業者の指定に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスＡ－①の事業と当該指定通所型サービスＡ－②の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所型サービスＡ－①又は当該指定通所型サービスＡ－②の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15までの場合にあっては１以上、15を超える場合にあっては１に15を超える部分の数を５で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数
（２）機能訓練指導ができる者　１以上
２　指定通所型サービスＡ－①事業者は、指定通所型サービスＡ－①の単位ごとに、前項第１号の介護職員を、常時１人以上当該指指定通所型サービスＡ－①に従事させなければならない。
３　第１項及び第２項の規定にかかわらず、指定通所型サービスＡ－①の単位の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型サービスＡ－①の単位の介護職員として従事することができる。
４　第１項第２号の機能訓練指導ができる者は、日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための訓練指導を行う能力を有する者とする。
５　第１項第２号の機能訓練指導ができる者は、当該指定通所型サービスＡ－①事業所の他の職務に従事することができる。
６　指定通所型サービスＡ－①事業者が指定通所型サービスＡ－②に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスＡ－①の事業と指定通所型サービスＡ－②の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、第５６条に規定する指定通所型サービスＡ－②の人員に関する基準を満たすことをもって、前各号に規定する基準を満たすものとみなす。

（準用）
第４７条　第８条の規定は、指定通所型サービスＡ－①の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）
第４８条　指定通所型サービスＡ－①事業所は、サービス提供に要する区画として、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上を有するとともに、指定通所型サービスＡ－①の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
２　前項に規定する設備は、専ら当該指定通所型サービスＡ－①の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービスＡ－①の提供に支障がない場合は、この限りでない。
３　指定通所型サービスＡ－①事業者が指定通所型サービスＡ－②に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスＡ－①の事業と指定通所型サービスＡ－②の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、第５８条に規定する指定通所型サービスＡ－②の設備に関する基準をもって、前２項に規定する基準を満たしているものとする。

第４節　運営に関する基準

（緊急時等の対応）
第４９条　指定通所型サービスＡ－①事業者は、現に指定通所型サービスＡ－①の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、同一施設内の看護・医療専門職員と連絡がとれる体制を整えるとともに、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
（記録の整備）
第５０条　指定通所型サービスＡ－①事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。
２　指定通所型サービスＡ－①事業者は、利用者に対する指定通所型サービスＡ－①の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から５年間保存しなければならない。
（１）通所型サービスＡ－①計画
（２）次条において準用する第２３条第２項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
（３）次条において準用する第２６条に規定する市への通知に係る記録
（４）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（５）次条において準用する第３８条第１項に規定する事故の状況及び処置についての記録
（準用）
第５１条　第１０条から第１２条の２まで、第１４条から第２６条まで、第２８条から第３９条までの規定は、指定通所型サービスＡ－①の事業について準用する。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定通所型サービスＡ－①の基本取扱方針）
第５２条　指定通所型サービスＡ－①は、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、

計画的に行われなければならない。
２　指定通所型サービスＡ－①事業者は、提供する指定通所型サービスＡ－①の質の評価を行うとともに、常にその改善を図らなければならない。
３　指定通所型サービスＡ－①事業者は、単に利用者の運動器の機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定通所型サービスＡ－①の提供を行わなければならない。
４　指定通所型サービスＡ－①事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定通所型サービスＡ－①の提供に努めなければならない。
５　指定通所型サービスＡ－①事業者は、指定通所型サービスＡ－①の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業へ参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定通所型サービスＡ－①の具体的取扱方針）

第５３条　指定通所型サービスＡ－①の具体的な取扱いは、第６条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

（１）主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。
（２）管理者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定通所型サービスＡ－①の目標、当該目標を達成するための指定通所型サービスＡ－①の具体的な内容、提供を行う期間等を記載した通所型サービスＡ－①計画（以下この条において「通所型サービスＡ－①計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成すること。
（３）管理者は、通所型サービスＡ－①計画の作成に当たっては、当該通所型サービスＡ－①計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
（４）管理者は、通所型サービスＡ－①計画を作成した際には、当該通所型サービスＡ－①計画を利用者に交付すること。
（５）通所型サービスＡ－①計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定通所型サービスＡ－①の提供方法等について説明を行うこと。
（６）介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所介護相当サービスの提供を行うこと。
（７）管理者は、通所型サービスＡ－①計画に基づく指定通所型サービスＡ－①の提供を開始した時から、少なくとも１月に１回、当該、通所型サービスＡ－①計画に係る利用者の状態、指定、通所型サービスＡ－①の提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該、通所型サービスＡ－①計画に記

載した指定通所介護相当サービスの提供を行う期間である６月ごとに１回、当該予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（次号及び第９号において「モニタリング」という。）を行うこと。

（８）管理者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定通所型サービスＡ－①の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告すること。

（９）管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスＡ－①計画の変更を行うこと。

２　前項第１号から第８号までの規定は、同項第９号に規定する通所型サービスＡ－①計画の変更について準用する。

（準用）

第５４条　第４３条、第４４条の規定は、指定通所型サービスＡ－①の事業について準用する。

## 第４章　足腰機能アップ教室（通所型サービスＡ－②）

### 第１節　基本方針

（基本方針）

第５５条　指定通所型サービスＡ－②の事業は、心身機能の低下がみられる利用者が、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリ特化型の運動機能向上プログラムを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第２節　人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第５６条　指定通所型サービスＡ－②の事業を行う者（以下「指定通所型サービスＡ－②事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所型サービスＡ－②事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

（１）介護職員　指定通所型サービスＡ－②の単位ごとに、当該指定通所型サービスＡ－②を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所型サービスＡ－②の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所型サービスＡ－②を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該指定通所型サービスＡ－②事業者が、指定通所型サービスＡ－①に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスＡ－②の事業と当該指定通所型サービスＡ－①の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所型サービスＡ－②又は当該指定通所型サービスＡ－①の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15までの場合にあっては１以上、15を超える場合にあっては１に15を超える部分の数を５で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数

（２）機能訓練指導ができる者　１以上

２　指定通所型サービスＡ－②事業者は、指定通所型サービスＡ－②の単位ごとに、前項第１号の介護職員を、常時１人以上当該指指定通所型サービスＡ－②に従事させなけれ

ばならない。
３　第１項及び第２項の規定にかかわらず、指定通所型サービスＡ－②の単位の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型サービスＡ－②の単位の介護職員として従事することができる。
４　第１項第２号の機能訓練指導ができる者は、日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための訓練指導を行う能力を有する者とする。
５　第１項第２号の機能訓練指導ができる者は、当該指定通所型サービスＡ－②事業所の他の職務に従事することができる。
６　指定通所型サービスＡ－②事業者が指定通所型サービスＡ－①に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスＡ－②の事業と指定通所型サービスＡ－①の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、第４６条に規定する指定通所型サービスＡ－①の人員に関する基準を満たすことをもって、前各号に規定する基準を満たすものとみなす。
（準用）
第５７条　第８条の規定は、指定通所型サービスＡ－②の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）
第５８条　指定通所型サービスＡ－②事業所は、サービス提供に要する区画として、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上を有するとともに、指定通所型サービスＡ－②の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
２　前項に規定する設備は、専ら当該指定通所型サービスＡ－②の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービスＡ－②の提供に支障がない場合は、この限りでない。
３　指定通所型サービスＡ－②事業者が指定通所型サービスＡ－①に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスＡ－②の事業と指定通所型サービスＡ－①の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、第４８条に規定する指定通所型サービスＡ－①の設備に関する基準の設備に関する基準をもって、前２項に規定する基準を満たしているものとする。

第４節　運営に関する基準

（緊急時等の対応）
第５９条　指定通所型サービスＡ－②事業者は、現に指定通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、速やかに主治の医師と連絡がとれる体制を整えるとともに、必要な措置を講じなければならない。
（記録の整備）
第６０条　指定通所型サービスＡ－②事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。
２　指定通所型サービスＡ－②事業者は、利用者に対する指定通所型サービスＡ－②の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から５年間保存しなければならない。
（１）通所型サービスＡ－②計画

（２）次条において準用する第２３条第２項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
（３）次条において準用する第２６条に規定する市への通知に係る記録
（４）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（５）次条において準用する第３８条第１項に規定する事故の状況及び処置についての記録

（準用）

第６１条　第１０条から第１２条の２まで、第１４条から第２６条まで、第２８条から第３９条までの規定は、指定通所型サービスＡ－②の事業について準用する。

### 第５節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定通所型サービスＡ－②の基本取扱方針）

第６２条　指定通所型サービスＡ－②は、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定通所型サービスＡ－②事業者は、提供する指定通所型サービスＡ－②の質の評価を行うとともに、常にその改善を図らなければならない。

３　指定通所型サービスＡ－②事業者は、単に利用者の運動器の機能の改善を目的とするものではなく、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定通所型サービスＡ－②の提供を行わなければならない。

４　指定通所型サービスＡ－②事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定通所型サービスＡ－②の提供に努めなければならない。

５　指定通所型サービスＡ－②事業者は、指定通所型サービスＡ－②の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業へ参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定通所型サービスＡ－②の具体的取扱方針）

第６３条　指定通所型サービスＡ－②の具体的な取扱いは、第６条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。
（１）主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。
（２）管理者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定通所型サービスＡ－②の目標、当該目標を達成するための指定通所型サービスＡ－②の具体的な内容、提供を行う期間等を記載した通所型サービスＡ－②計画（以下この条において「通所型サービスＡ－②計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成すること。
（３）管理者は、通所型サービスＡ－②計画の作成に当たっては、当該通所型サービスＡ－②計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。

（４）管理者は、通所型サービスＡ－②計画を作成した際には、当該通所型サービスＡ－②計画を利用者に交付すること。
（５）通所型サービスＡ－②計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定通所型サービスＡ－②の提供方法等について説明を行うこと。
（６）介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所型サービスＡ－②の提供を行うこと。
（７）管理者は、通所型サービスＡ－②計画に基づく指定通所型サービスＡ－②の提供を開始した時から、少なくとも１月に１回、当該、通所型サービスＡ－②計画に係る利用者の状態、指定通所型サービスＡ－②の提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該通所型サービスＡ－①計画に記載した指定通所介護相当サービスの提供を行う期間内に、開始３月後及び６月後と、以降６月ごとに１回、当該予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（次号及び第９号において「モニタリング」という。）を行うこと。
（８）管理者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定通所型サービスＡ－②の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告すること。
（９）管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスＡ－②計画の変更を行うこと。
２　前項第１号から第８号までの規定は、同項第９号に規定する通所型サービスＡ－②計画の変更について準用する。
（準用）
第６４条　第４３条、第４４条の規定は、指定通所型サービスＡ－②の事業について準用する。

## 第５章　運動機能アップ教室（通所型サービスＡ－③）

### 第１節　基本方針

（基本方針）
第６５条　運動機能アップ教室（通所型サービスＡ－③）（以下「通所型サービスＡ－③」という。）の事業は、廃用性や運動器機能の低下がみられる利用者に対して、専門的な運動器の機能向上プログラムを行うことにより、利用者の運動機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第２節　人員に関する基準

（従業者の配置の基準）
第６６条　通所型サービスＡ－③の事業を行う者（以下「通所型サービスＡ－③事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「通所型サービスＡ－③事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
（１）従事者　通所型サービスＡ－③の単位ごとに、当該通所型サービスＡ－③を提供している時間帯に従事者（専ら当該通所型サービスＡ－③の提供に当たる者に限る。）

が勤務している時間数の合計を当該通所型サービスＡ－③を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者の数が15までの場合にあっては１以上、15を超える場合にあっては１に15を超える部分の数を５で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数

（２）機能訓練指導ができる者　１以上

２　通所型サービスＡ－③事業者は、通所型サービスＡ－③の単位ごとに、前項第１号の従事者を、常時１人以上当該通所型サービスＡ－③に従事させなければならない。

３　第１項及び第２項の規定にかかわらず、通所型サービスＡ－③の単位の従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスＡ－③の単位の従事者として従事することができる。

４　第１項第２号の機能訓練指導ができる者は、日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための訓練指導を行う能力を有する者とする。

５　第１項第２号の機能訓練指導ができる者は、当該通所型サービスＡ－③事業所の他の職務に従事することができる。

（準用）

第６７条　第８条の規定は、通所型サービスＡ－③の事業について準用する。

### 第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第６８条　通所型サービスＡ－③事業所は、サービス提供に要する区画として、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上、かつ、利用者１０人以上が利用可能な面積以上を有するとともに、通所型サービスＡ－③の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に規定する設備は、専ら当該通所型サービスＡ－③の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスＡ－③の提供に支障がない場合は、この限りでない。

### 第４節　運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第６９条　通所型サービスＡ－③事業者は、通所型サービスＡ－③を提供した際には、当該通所型サービスＡ－③の提供日及び内容、当該通所型サービスＡ－③にかかる費用の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　通所型サービスＡ－③事業者は、通所型サービスＡ－③を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。

（利用料の受領）

第７０条　通所型サービスＡ－③事業者は、通所型サービスＡ－③を提供した際には、利用者から利用料として実施要綱第１６条に規定する額の支払を受けるものとする。

２　通所型サービスＡ－③事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号で掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（１）食事の提供に要する費用
（２）おむつ代
（３）前２号に掲げるもののほか、通所型サービスＡ－③として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの
３　通所型サービスＡ－③事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
（記録の整備）
第７１条　通所型サービスＡ－③事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。
２　通所型サービスＡ－③事業者は、利用者に対する通所型サービスＡ－③の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から５年間保存しなければならない。
（１）通所型サービスＡ－③計画
（２）次条において準用する第２３条第２項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
（３）次条において準用する第２６条に規定する市への通知に係る記録
（４）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（５）次条において準用する第３８条第１項に規定する事故の状況及び処置についての記録
（準用）
第７２条　第１０条から第１２条の２まで、第１４条から第２２条まで、第２８条から第３９条まで、第５７条の規定は、通所型サービスＡ－③の事業について準用する。

### 第５節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（通所型サービスＡ－③の基本取扱方針）
第７３条　通所型サービスＡ－③は、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、（削除）計画的に行われなければならない。
２　通所型サービスＡ－③事業者は、提供する通所型サービスＡ－③の質の評価を行うとともに、常にその改善を図らなければならない。
３　通所型サービスＡ－③事業者は、単に利用者の運動器の機能の改善を目的とするものではなく、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として通所型サービスＡ－③の提供を行わなければならない。
４　通所型サービスＡ－③事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による通所型サービスＡ－③の提供に努めなければならない。
５　通所型サービスＡ－③事業者は、通所型サービスＡ－③の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業へ参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
（通所型サービスＡ－③の具体的取扱方針）
第７４条　通所型サービスＡ－③の具体的な取扱いは、第６条に規定する基本方針及び前

条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

（１）主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。

（２）管理者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、通所型サービスＡ－③の目標、当該目標を達成するための通所型サービスＡ－③の具体的な内容、提供を行う期間等を記載した通所型サービスＡ－③計画（以下この条において「通所型サービスＡ－③計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成すること。

（３）管理者は、通所型サービスＡ－③計画の作成に当たっては、当該通所型サービスＡ－③計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。

（４）管理者は、通所型サービスＡ－③計画を作成した際には、当該通所型サービスＡ－③計画を利用者に交付すること。

（５）通所型サービスＡ－③計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定通所型サービスＡ－③の提供方法等について説明を行うこと。

（６）介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所型サービスＡ－③の提供を行うこと。

（７）管理者は、通所型サービスＡ－③計画に基づく通所型サービスＡ－③の提供を開始した時から、少なくとも１月に１回、当該、通所型サービスＡ－③計画に係る利用者の状態、指定、通所型サービスＡ－③の提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該通所型サービスＡ－③計画に記載した指定通所介護相当サービスの提供を行う期間が終了する３月後に当該通所型サービスＡ－③計画に係る利用者の状態、通所型サービスＡ－③の提供状況等について、当該通所型サービスＡ－③計画の実施状況の把握（次号及び第９号において「モニタリング」という。）を行うこと。

（準用）

第７５条　第４３条､第４４条の規定は､通所型サービスＡ－③の事業について準用する。

## 第６章　短期集中通所型サービス（通所型サービスＣ）

### 第１節　基本方針

（基本方針）

第７６条　短期集中通所型サービス（以下「通所型サービスＣ」という。）の事業は、骨折や脳卒中などの退院直後や、生活状況等の変化により身体機能低下が著しく進む可能性の高い利用者が、可能な限り居宅において、要支援状態又は基準該当状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことが

できるよう、医療・看護専門職やリハビリテーション専門職が、日常生活に支障のある生活行為を改善するための個別プログラムを作成し、当該事業を行う事業所（以下「通所型サービスＣ事業所」という。）において集中的な機能回復訓練等を実施することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（事業の実施方法）

第７６条の２　事業の実施主体は市とし、事業の実施にあたっては、事業を適切に実施できると市長が認める事業者に委託するものとする。

２　前項の適切に事業を実施でいる事業者とは、高齢者身体状況及び介護予防に係る知識を有する保健又は医療の専門職を配置し、下記の内容のサービスを実施することができる事業者とする。

（１）運動器機能向上プログラム

（２）生活機能改善プログラム

（３）栄養改善プログラム

第２節　人員、設備に関する基準

（従業者の配置の基準）

第７７条　通所型サービスＣの事業を行う者（以下「通所型サービスＣ事業者」という。）が、通所型サービスＣ事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

（１）機能回復訓練指導ができる者　運動器機能向上プログラム、生活機能改善プログラムを実施する場合は、１以上。

（２）管理栄養士　栄養改善プログラムを実施する場合は、1 以上。

２　前項第１号の機能回復訓練指導ができる者は、利用者の日常生活に支障のある生活行為を改善するための個別プログラムを作成及び提供し、利用者の生活機能の維持又は向上を図る能力を有する者とする。

３　第１項第１号の機能回復訓練指導ができる者は、業務に支障がない場合は当該通所型サービスＣ事業所の他の職務に従事することができる。

４　第１項第２号の管理栄養士は、業務に支障がない場合は当該通所型サービスＣ事業所の他の職務に従事することができる。

（準用）

第７８条　第８条の規定は、通所型サービスＣの事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第７９条　通所型サービスＣ事業所は、サービス提供に要する区画として、必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、通所型サービスＣの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に規定する設備は、専ら当該通所型サービスＣの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスＣの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第４節　運営に関する基準

（記録の整備）

第８０条　通所型サービスＣ事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。
２　通所型サービスＣ事業者は、利用者に対する通所型サービスＣの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から５年間保存しなければならない。
（１）通所型サービスＣ計画
（２）次条において準用する第２３条第２項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
（３）次条において準用する第２６条に規定する市への通知に係る記録
（４）次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（５）次条において準用する第３８条第１項に規定する事故の状況及び処置についての記録
（準用）
第８１条　第１０条から第１２条の２まで、第１４条から第２７条まで、第２９条から第３９条の規定は、通所型サービスＣの事業について準用する。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（通所型サービスＣの基本取扱方針）
第８２条　通所型サービスＣは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、短期集中的に行われなければならない。
２　通所型サービスＣ事業者は、提供する通所型サービスＣの質の評価を行うとともに、常にその改善を図らなければならない。
３　通所型サービスＣ事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として通所型サービスＣの提供を行わなければならない。
４　通所型サービスＣ事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による通所型サービスＣの提供に努めなければならない。
５　通所型サービスＣは、必要と認められる場合には、短期集中訪問型サービス（訪問型サービスＣ）と一体で行うことができる。
６　通所型サービスＣ事業者は、通所型サービスＣの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業へ参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
（通所型サービスＣの具体的取扱方針）
第８３条　通所型サービスＣの具体的な取扱いは、第６条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。
（１）主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。
（２）医療・看護専門職もしくはリハビリテーション専門職は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、利用者の生活機能を評価し、通所型サービスＣの目標、当該目標を達成するための通所型サービスＣの具体的な内容、提供を行う期間等を記載した通所型サービスＣ計画（以下この条において「通所型サービスＣ

計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成すること。

（３）管理者は、通所型サービスＣ計画の作成に当たっては、当該通所型サービスＣ計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。

（４）管理者は、通所型サービスＣ計画を作成した際には、当該通所型サービスＣ計画を利用者に交付すること。

（５）通所型サービスＣ計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者の個別席に応じた支援の助言を行い、利用者又はその家族に対し、指定通所型サービスＣの提供方法等について説明を行うこと。

（６）介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって通所型サービスＣの提供を行うこと。

（７）管理者は、通所型サービスＣ計画に基づく通所型サービスＣの提供を開始した時から、３月後に当該通所型サービスＣ計画に係る利用者の状態、通所型サービスＣの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告すること。

（８）管理者は、通所型サービスＣ計画に基づく通所型サービスＣの提供を開始した時から、必要に応じて、少なくとも１月に１回、当該通所型サービスＣ計画に係る利用者の状態、通所型サービスＣの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該通所型サービスＣ計画に記載した通所型サービスＣの提供を行う期間が終了する時までに、必要に応じて、少なくとも１月に１回、当該通所型サービスＣ計画の実施状況の把握（次号及び第９号において「モニタリング」という。）を行うこと。

（９）管理者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該通所型サービスＣの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告すること。

（10）管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスＣ計画の変更を行うこと。

（準用）

第８４条　第４３条から第４４条までの規定は、通所型サービスＣの事業について準用する。

附　則

１　この要綱は、平成２８年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行する。

２　市長は、この要綱の施行前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

附　則

１　この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2　この要綱の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後の山口市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱（以下「改正後要綱」という。）第３７条の２（改正後要綱第５１条、第６１条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、改正後要綱第１１条（改正後要綱第５１条、第６１条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3　この要綱の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後要綱第１２条の２（改正後要綱第５１条、第６１条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4　この要綱の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後要綱第２９条第２項（改正後要綱第５１条、第６１条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5　この要綱の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後要綱第１２条第５項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附　則

1　この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。